

○使用条件

◇新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、次のとおり使用を制限しています。

施設名等	区分				使用条件等
	群馬県ガイドライン警戒度（※）				
	4	3	2	1	
古町住宅 （中之条町移住体験住宅）	×	×	△	△	①警戒度が「2」以下となり、2週間が経過していること。 ②使用者の居住地域で、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び移動自粛要請等（※2）が解除され、2週間が経過していること。 ①②を満たしていることが、使用の条件となります。

△条件付 ×不可

※群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度

※2 自治体独自の要請や警戒度等による移動自粛要請を含みます。

◇使用期間中、警戒度が「3」以上になった場合は、使用できなくなります。

◇使用期間中、居住地域において、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び移動自粛要請等が発令され、地域間を移動する場合は、その時点で使用できなくなります。

◇新型コロナウイルス感染症による影響のため、使用許可期間より、早く退居となった場合は、使用できなかった期間の使用料は返金します。

◇使用期間については、当面の間、最長、2カ月間となります。

【その他注意点】

●観光目的で宿泊することはできません。

●移住者用の賃貸住宅ではありません。

・中之条町に移住を希望・検討している人（家族）が、中之条町の気候、立地、生活圏を体験する（知る）ための施設ですので、長期居住用としては貸し出していません。

・利用時や使用期間中に移住・定住コーディネーターとのヒアリングや面談が必須となります。

●利用に当たっては、まず電話予約をする必要があります。

・中之条町移住・定住相談窓口 090-2764-4510 までお問い合わせください。

※相談時、移動時、夜間など電話に出れない場合があります。

・電話予約時に、移住希望、使用希望期間及び居住地などをヒアリングします。

・電話予約後、「申請書の提出」、「町の許可」の手順を踏む必要があります。飛び込みの使用申込は受け付けていません。